

～消費者教育研究校の取組紹介～

消費者教育を推進する「消費者教育研究校」の取組を紹介します。

2024年度消費者教育研究校:愛知県立旭丘高等学校
愛知県立古知野高等学校

愛知県立中川青和高等学校
愛知県立名古屋聾学校

公民科における実践的授業 (愛知県立旭丘高等学校 加藤 敬之 教諭)

① 題材

消費者市民社会をめざして、リーガルマインドを育成しよう。

(第1学年 科目「公共」 2単位)

② ねらい

(1) 民法の条文を知識として学ぶだけでなく、実際の事案の法律構成を考えることを通じて、個人の自由と社会秩序の安定の両立を考える資質・能力の育成をめざす。

(2) 「問題解決能力」「公正と正義の実現」「リーガルマインド」などを多くの市民が持つことを通じ、市民が共創する消費者市民社会の実現につなげる。

③ 授業計画及び取組

多様な契約が存在する市民社会において、私法には、公平なルールとしての役割と、当事者の利益を守るためにさまざまな事情を考慮して当事者が納得する結論を導きだすという意義がある。この意義を生徒が理解する。また、生徒が代表的な民法の条文を理解し、事案に対して法的な解決策を考えることができる。

【法的考察事案(4時限目)】

時 数	テ マ	学 習 内 容
1時限目	市民社会と私法	民法の条文を学ぶ(教科書を参考)
2時限目	消費生活と契約チケット転売を考えよう	消費者契約法による取消し契約における公平なルールの確立
3時限目	模擬立法をやってみよう	法律の規定と適用のしかた
4時限目	事案に応じて法的な解決を図り、リーガルマインドを育成しよう	事案をもとにした私法上での法的考察 弁護士 榊原 顯太郎

(事案1) マルチ商法:契約をめぐるトラブルとしてマルチ商法は10代にとって大きな問題になることが予想される。

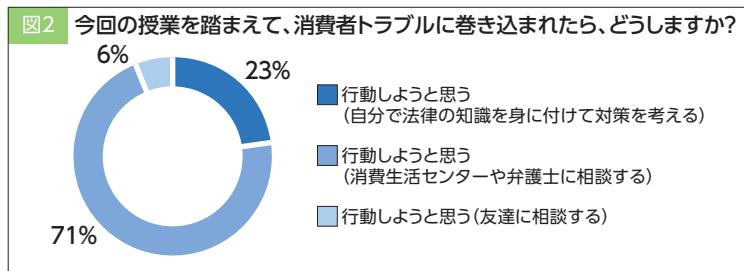
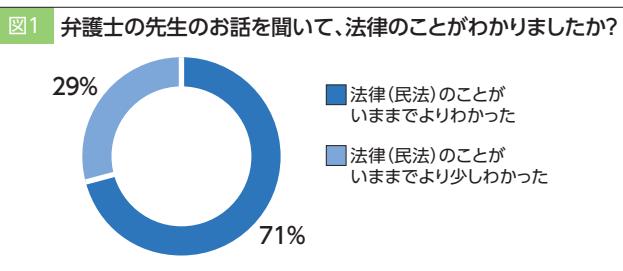
(事案2) 結婚式場予約契約のキャンセル:契約は権利だけでなく、責任を負う。長期間の契約をする場合には、解約条項を意識することが大切になる。

(事案3) 振袖レンタル事件:実際に社会問題になった「はれのひ振袖レンタル事件」を取り上げ、契約上のトラブルが起こった場合、民法上、どのような法律構成が可能なのかを考え、法的な問題解決を考える。本校の卒業式では振袖を着用する生徒がいる。また、成人式の振袖レンタルは、1年以上前からレンタル契約をする社会的状況になっており高校生に身近な事柄となっている。

④ 生徒の感想

- 消費者として、どのような場合も複数の法によって守られていることを、授業を通してよく理解できた。
将来自分が消費者として被害にあった場合は、それらを活用できるようにしたい。
- どんなときも慎重になって本当に公正かなどを考える。すぐに情報を鵜呑みにせず物事を批判的に捉える。
- 全ての法律を学校で教えることができないからこそ、自分の身を守る必要最低限の法律と、その法律を使って身を守る方法を学ぶ必要がある。

⑤ 成果



⑥ おわりに

法律の専門家である弁護士の先生から、法的思考方法の考え方を教えていただいたことで、生徒は、民法を学ぶことへの関心を高め、また法的に考えることの大切さを学ぶことができた。